

**2 1人当たり賃金上昇率等の経済情勢が想定を超えて変動する場合
(人口構造の変動は想定どおり)**

- ① 1人当たり賃金上昇率等の経済情勢が想定を超えて低迷する場合（参考資料3-4、3-5）
(=実質賃金上昇率(1人当たり賃金上昇率—物価上昇率)が想定を超えて低迷する場合)
1人当たり賃金上昇率の低迷 = 年金給付費を想定よりも小さな賃金総額で支えることになり、年金財政は厳しさが増す(参考資料3-1)
- 給付水準を維持するならば、将来の保険料(率)を想定よりも引き上げることが必要
 - 将来の保険料(率)を想定どおりとするならば、給付水準を想定よりも抑制することが必要
- ② 1人当たり賃金上昇率等の経済情勢が想定を超えて改善する場合（参考資料3-4、3-5）
(=実質賃金上昇率(1人当たり賃金上昇率—物価上昇率)が想定よりも高くなる場合)
1人当たり賃金上昇率の大幅な改善 = 年金給付費を想定よりも大きな賃金総額で支えることになり、年金財政の厳しさは緩和される
- 給付水準を維持するならば、将来の保険料(率)を想定よりも低くすることが可能
 - 将来の保険料(率)を想定どおりとするならば、給付水準を想定よりも引き上げることが可能

(3) 論点 (例)

- 公的年金制度が最大限効率的に運営されるべきことは当然の前提として、その将来に向けた給付と負担の関係は、基本的には、財政再計算時に想定した人口構造や賃金等の経済情勢等の外生的な社会経済情勢に変動が生じた場合、その変動に応じて変化する。

(参考資料 3-6、3-7、3-8)

- このような社会経済情勢の変動に対して、我が国や欧米主要国では様々な取り組みが行われている。

① 人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動する場合には、その都度、給付内容を見直すとともに、将来の保険料水準を見直していくという考え方。(従来からの我が国の制度改革(昭和60(1985)年改正、平成6(1994)年改正、平成12(2000)年改正等)、アメリカ(1983年レーガン年金改革)、ドイツ(1992年改革、2001年改革))

② 将来にわたって保険料水準を固定し、その後、人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動する場合には、給付内容を自動的に調整す

るという考え方（スウェーデン（1999年改革））

○ 我が国において、人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢の変動を踏まえた今後の給付と負担の関係について、どう考えるか。

- ・ 人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときに、その都度、給付内容を見直すとともに、将来の保険料水準を見直していくこととした場合、給付内容や将来の保険料負担をその都度見直していくことには限界があると考えられるかどうか。
- ・ 将来にわたって保険料水準を固定し、その後、人口構造や経済情勢の変化等の外生的な社会経済情勢が想定を超えて変動するときに、給付内容を自動的に調整することとした場合、将来、社会経済情勢が想定を超えて悪化すると実質的な年金水準が低下することとなるが、その低下はどこまで許容されるか。また、この場合、年金給付のスライドの在り方とも関わるが、自動調整の手法についてどう考えるか。（参考資料 3-9、3-10）

4 現在受給している年金の取扱い

(1) 基本的考え方

年金給付については、新しく受給し始める時点で、年金水準の基礎となる現役時代の賃金について、その時までの水準の変動に応じて再評価。それ以降は物価の変動に応じて改定。

したがって、物価が下がった時に現在受給している年金の名目額を引き下げることが制度的には想定されているが、さらに、年金制度を適切に運営するために不可欠な場合は、物価下落に見合った引下げのほかに、現在受給している年金額についても、その算定方法を変更し年金水準の適正化を行った例も存在する。ただし、この場合、物価下落の要素以外での年金の名目額の引下げについては、財産権に制約を加えることとなるので、憲法上許容されるか否かについての慎重な検討が必要である。(参考資料 4-1、4-2)

(例) 受給している年金額の算定方法を変更し年金水準の適正化を行った例

○ 平成 12 (2000) 年の年金改正

厚生年金 (報酬比例部分) の給付水準を 5 % 適正化 (ただし、改正前の年金額算定式による年金額は物価スライド付きで保障)

○ 昭和 61 (1986) 年の共済年金の改正

年金額の計算式の変更により給付水準を適正化 (ただし、従前の年金の名目額は保障)

○ 平成元 (1989) 年の J R 共済年金の改正

年金額の算定に当たって、賃金の退職時特別昇給に係る部分を適正化 (従前の年金の名目額自体を引下げ)

○ 平成 13 (2001) 年の農業者年金の改正

農業者年金の経営移譲年金の給付を平均 9.8% 適正化 (従前の年金の名目額自体を引下げ)

※ このほか、受給している年金額を実質的に引き下げる措置として、年金課税の強化 (例えばアメリカの 1983 年のレーガン改革) が挙げられる。

(2) 論点 (例)

- 次期年金制度改正において、将来世代に対して、保険料負担の引き上げや給付水準の適正化を求める場合、現在の年金受給者に対しても、年金水準の適正化を求めるかどうか。また、この場合、どのような手法が適切なのか。

5 給付と負担の関係が分かりやすい年金制度

(1) 欧米主要国の例

○ 欧米主要国では、年金制度に対する理解や信頼を高めるため、給付と負担の緊密な関連性について国民に対して情報を提供する様々な取り組みが行われている。

① ドイツでは、年ごとに保険料納付実績を指数化した個人報酬点数（ポイント）を被保険者各人に与え、ポイント数によって将来の年金給付の相対的な大きさが分かる仕組みをとっている。被保険者にとって、将来受給する年金が徐々に貯まっていくことが実感できる仕組み。

※ 年金月額＝個人報酬点数（ポイント）×年金種別係数×年金現在価値

・ 個人報酬点数（ポイント）は、被保険者個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として、年ごとに算定する数値（＝被保険者個人の報酬／全被保険者の平均報酬）。例えば、ある年に全被保険者の平均報酬を得ていた者の、その年の個人報酬点数（ポイント）は、1.0。

・ ドイツにおいて標準的な年金を受給する者は 45 ポイントを有する。（標準的な年

金月額＝45 ポイント×年金現在価値)

- ・ 年金種別係数は、年金の種別ごとに決められている係数（老齢年金 1.0、就労不能年金 0.6667 等）。
 - ・ 年金現在価値は、全被保険者の平均報酬額に対応する保険料を 45 年間拠出した場合に、標準的な年金月額が受給できるように設定されている。（年金現在価値＝標準的な年金月額／45）また、年金現在価値は、毎年、手取り報酬上昇率に応じて改定される。
- ② スウェーデンでは、1999 年改革において、毎年納める保険料総額をもとに、みなし運用利回り（＝名目賃金上昇率）を加えた金額を年金原資として、コーホートごとの平均余命に基づいて定まる除数で年金原資を割ることにより年金額が決定される「概念上の拠出建て方式」を導入。被保険者にとって、将来受給する年金が徐々に貯まっていくことが実感できる仕組み。
- ③ アメリカ、カナダ、スウェーデン、ドイツ等では、毎年 1 回、一定年齢以上の者に対し将来受けとる年金の見込額等を通知する制度を導入。（ドイツは 2004 年度から）

(2) 論点 (例)

- 我が国でも、年金個人情報提供の充実に取り組んでおり、社会保険事務所等における年金相談に際し、50歳以上の者を対象に、個人の加入記録に基づく年金見込額を提供することを検討中。(現在は受給権発生を2年以内に控えている者を中心として年金見込額を情報提供している。)
- 現役世代、特に若い人の年金制度に対する理解や信頼を高めるため、将来の自らの年金給付を実感できる仕組みや運営として、どのようなものが適切か。